



2024年12月9日

各 位

会 社 名 日本電気株式会社  
代表者名 取締役代表執行役社長兼CEO 森田 隆之  
(コード番号6701 東証プライム)  
問合せ先 ステークホルダーリレーション部長 浦田 征洋  
(TEL 03-3798-2931)

### 当社によるNECネットエスアイ株式会社株式（証券コード1973）に対する公開買付けについて

当社は、NECネットエスアイ株式会社（株式会社東京証券取引所プライム市場：証券コード1973、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）を対象とした金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を2024年10月30日より開始しておりますが、本公開買付けの開始から2024年12月6日までの間において、対象者普通株式の市場株価（終値）が公開買付け価格（3,250円）（以下「本公開買付け価格」といいます。）以上の水準で推移している状況を踏まえ、本公開買付けおよび本公開買付け価格に関する当社の考え方について、改めて説明させていただきます。

当社は、対象者を当社グループにおけるネットワークソリューション領域における中核会社と位置づけているところ、足元の国内ネットワークソリューション市場及びITサービス市場においては、異業種からの新規参入や業界を超えた再編の活発化、テクノロジーの進化等を背景として市場環境が急速に変化しているものと認識しております。対象者がこうした変化に対応し、またIT/DXケイパビリティの拡充に向けた国内におけるIT人材の獲得競争を勝ち抜くことで、競争優位性を維持しつつ持続的に成長していくためには、対象者を含む当社グループにおける経営資源（各種人材・財務基盤・情報・ノウハウ等）の迅速かつ柔軟な相互活用を可能とする体制を整えることが必須であることから、対象者普通株式を非公開化することを目的とする取引の一環である本公開買付けは、対象者及び当社グループの企業価値の最大化に資するものと考えております。

また、本公開買付け価格は、当社と対象者及び対象者の特別委員会との間における複数回に亘る真摯な協議・交渉を経て合意された、対象者の価値を十分に反映した価格であり、対象者の株主の皆様に対象者普通株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えていることから、当社の株主の皆様に対する説明責任も踏まえ、**本公開買付け価格を今後変更する予定はございません。**

なお、対象者としても、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを2024年10月29日開催の対象者取締役会において決議しており、本公開買付けが対象者の企業価値の向上に資するものであり、本公開買付け価格が妥当なものであると判断しております。

対象者の株主の皆様におかれましては、当社及び対象者のプレスリリース等をご確認いただき、本公開買付け（公開買付け期間は、2024年12月11日までを予定しております。）への応募について、ご検討・ご判断いただきますよう、お願い申し上げます。

以 上

### 【勧誘規制】

本資料は、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本資料は、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘又は購入申込みもしくは勧誘に該当するものでも、その一部を構成するものでもなく、本資料（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

### 【米国規制】

本公開買付けは、日本で設立された会社である対象者の普通株式（対象者普通株式）を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下同じとします。）第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本資料及び本資料の参照書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準又は国際財務報告基準（IFRS）に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張しうる権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人及び当該法人の関係者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

公開買付者、公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人（これらの関係者を含みます。）は、その通常の業務の範囲の他、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）規則 14e-5 (b) の要件に従い、対象者普通株式及び新株予約権を自己又は顧客の勘定で、公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者の英語ウェブサイト（又はその他の開示方法）においても開示が行われます。

### 【その他の国】

国又は地域によっては、本資料の発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

### 【将来予測】

本資料及び本資料の参照書類には日本電気株式会社（以下「NEC」といいます。）及び連結子会社を中心とする関係会社で構成されるNECグループの戦略、財務目標、技術、製品、サービス、業績等に関する将来予想に関する記述が含まれています。将来予想は、NECが金融商品取引所や関東財務局長等の規制当局に提出する他の資料及び株主向けの報告書その他の通知に記載されている場合があります。これらの記述は、現在入手可能な仮定やデータ、方法に基づいていますが、そうした仮定やデータ、方法は必ずしも正しいとは限らず、NECは予想された結果を実現できない場合があります。また、これら将来予想に関する記述は、あくまでNECの分析や予想を記述したものであって、将来の業績を保証するものではありません。このため、これらの記述を過度に信頼することは控えるようお願いいたします。また、これらの記述はリスクや不確定な要因を含んでおり、様々な要因により実際の結果とは大きく異なりうることをあらかじめご了承ください。実際の結果に影響を与える要因には、(1) 経済動向、為替変動、金利変動及び市況変動、(2) 感染症の流行による悪影響、(3) 中期経営計画を達成できない可能性、(4) 売上及び収益の期間毎の変動、(5) 企業買収・事業撤退等が期待した利益をもたらさない可能性、(6) 戦略的パートナーとの提携関係の悪化、又は戦略的パートナーの製品・サービスに関連する問題が生じる可能性、(7) 海外事業の拡大が奏功しない可能性、(8) 技術革新への対応又は新技術の商品化ができない可能性、(9) 競争の激化にさらされる可能性、(10) 特定の主要顧客への依存、(11) 新規事業の成否、(12) 製品・サービスの欠陥による責任追及又は不採算プロジェクトの発生、(13) 供給の遅延等による調達資材等

の不足又は調達コストの増加、(14) 事業に必要となる知的財産権等の取得の成否及びその保護が不十分である可能性、(15) 第三者からのライセンスが取得又は継続できなくなる可能性、(16) 顧客の財務上の問題に伴い負担する顧客の信用リスクの顕在化、(17) 優秀な人材を確保できない可能性、(18) 資金調達力が悪化する可能性、(19) 内部統制、法的手続、法的規制、環境規制、情報管理等に関連して行政処分や司法処分を受ける可能性又は多額の費用、損害等が発生する可能性、(20) 実効税率若しくは繰延税金資産に変更が生じる可能性又は不利益な税務調査を受ける可能性、(21) コーポレート・ガバナンス及び企業の社会的責任に適切に対応できない可能性、(22) 自然災害、公衆衛生上の問題、武装勢力やテロリストによる攻撃等が発生する可能性、(23) 退職給付債務にかかる負債及び損失等が発生する可能性、(24) のれんの減損損失が発生する可能性、(25) 本資料において予定している取引が成功裏に完了しない可能性、(26) 本資料において予定している取引から期待される利益が実現しない可能性等があります。新たなリスクや不確定要因は随時生じるものであり、その発生や影響を予測することは不可能であります。また、本資料中の将来予想は、本日時点でNECが有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、NECは、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正する義務を負うものではありません。本資料及び本資料の参照書類に含まれるNECの経営目標は、予測や将来の業績に関する経営陣の現在の推定を表すものではなく、NECが事業戦略を遂行することにより経営陣が達成しようと努める目標を表すものです。本資料及び本資料の参照書類に含まれる記述は、有価証券の募集を構成するものではありません。いかなる国・地域においても、法律上、証券の登録が必要となる場合は、有価証券の登録を行う場合又は登録の免除を受ける場合を除き、有価証券の募集又は売出しを行うことはできません。